

## 春日井市こどもの権利条例を制定

～こどもの権利をまち全体で保障し、「こどもまんなか」のまちを実現します～

### 1 目的

「かすがいこどもまんなかプラン」(令和7年3月策定の市町村こども計画)の基本理念である「こどもの成長を支え、可能性を広げる『こどもまんなか』のまち春日井」の実現のためには、まち全体でこどものウェルビーイングを高める取組みを行う必要があります。

そこで、春日井市に関係する大人とこどもが行うべき具体的な取組みの指針として、こどもにとって大切な権利を明らかにするとともに、その権利をまち全体で保障するために必要な事項を定めるため、「春日井市こどもの権利条例」を制定します。

### 2 概要

本条例は、前文のほか全20条で構成しています(施行予定日:令和8年4月1日)。

(1) 条例の目的・用語の定義(第1条、第2条)

(2) こどもの権利(第3条-6条)

こどものウェルビーイングを高めるために守られるべき権利として、「安心して暮らす権利」「自分らしく生きる権利」「主体的に参加する権利」「豊かに育つ権利」を定めています。

(3) 権利を保障するために必要な事項

ア 権利に関わる主体と役割(第7条-13条)

「大人」「こども」「保護者」「学校等関係者」「地域住民等」「事業者」「市」の各主体が担う役割について定めています。

イ 推進する施策(第14条-20条)

関係主体が連携して推進する施策として、「子育て家庭等への支援」「こどもの居場所づくり」「虐待・体罰の防止」「いじめの防止」「多様性の尊重」「意見表明・参画の促進」「権利侵害からの救済」の7つについて定めています。

### 3 これまでの経緯

令和5年度	・令和6年度市政方針にて、条例制定を検討する考えを表明
令和6年度	・アンケートの実施(5回、計531名が回答) ・ワークショップの実施(5か所、計220名が参加) ・春日井市子ども・若者総合支援地域協議会(子ども・若者支援部会実務者会議)にて素案を協議 ・第4回春日井市子ども・子育て支援対策協議会にて協議
令和7年度	・パブリックコメントの実施(意見総数107件(内こども14件)) ・第2回春日井市子ども・子育て支援対策協議会にて協議 ・12月議会にて条例案を上程